

**に聴く**

**傷病休職からの復職判断**

弁護士 長谷川ふき子 64

**判例から見る  
労働トラブルの  
防止対策**




企業が発展していくためには、何よりも従業員が心身共に健康な状態にあることが必要です。企業における従業員の健康管理は、人事・労務にとって何よりも優先すべき課題です。

従業員が不調を訴える前に、あらかじめ健康リスクの高い状況にある従業員を見逃さないようにするために、産業医の活動環境の整備や健康相談の整備などの強化が盛り込まれた労働安全衛生法が4月1日に施行され、従業員の健康管理が強化されることが目指されています。既に、メンタルヘルスケアについては、①従業員のメンタルヘルス不調を未然に防止すること、②メンタル不調者を早期に発見し適切な措置を行うこと、③メンタル不調となつた従業員の職場復帰の支援などを行うことが求められています。

企業が発展していくためには、何よりも従業員が心身共に健康な状態にあることが必要です。企業における従業員の健康管理は、人事・労務にとって何よりも優先すべき課題です。

従業員が不調を訴える前に、あらかじめ健康リスクの高い状況にある従業員を見逃さないようにするために、産業医の活動環境の整備や健康相談の整備などの強化が盛り込まれた労働安全衛生法が4月1日に施行され、従業員の健康管理が強化されることが目指されています。既に、メンタルヘルスケアについては、①従業員のメンタルヘルス不調を未然に防止すること、②メンタル不調者を早期に発見し適切な措置を行うこと、③メンタル不調となつた従業員の職場復帰の支援などを行うことが求められています。

しかししながら、メンタル不調となつた従業員の職場復帰をめぐっては、裁判例も多く、従業員の病気が軽快して復職できるか否かを企業がどのように判断すべきかの参考になります。

1、主治医の診断書は絶対ではない

傷病休職からの復職には、通常の業務を遂行できる程度に回復していないければなりません。その傷病休職者が復職可能なまでに回復したかどうかの判断は最終的には会社が行います。医学的判断無くしては行えませんが、主治医の診断書がそのままのものであります。既に、メンタルヘルスケアについては、①従業員のメンタルヘルス不調を未然に防止すること、②メンタル不調者を早期に発見し適切な措置を行うこと、③メンタル不調となつた従業員の職場復帰の支援などを行うことが求められています。



しかししながら、主治医の判断が絶対とはいえません。確かに、休職中の従業員の休職期間が長期化した場合などには休職者自身が休職期間の満了や解雇の恐れから、主治医が従業員の意向に沿った診断書を作成せざるを得ない場合も否定できません。

しかし、会社が従業員の復職の可否を適切に判断しなければ、業務上回避できないストレスや業務量・場合によ

裁判例では、主治医自身の本心では「復職は時期尚早」と考えていましたが、休職中の従業員から「どうしても復職したい」ということを言わされたとして、復職可能との診断書を作成したといういきさつがあつたり（東京地裁判決平成22・3・24）、主治医が休職者の仕事の内容を理解していたか不明でしたが、休職中の従業員について「就業可能」との証明書を作成した（大阪地裁判決平成15・4・16）裁判

しかし実際に、休職期間の満了や解雇の恐れから、そのような状況にある従業員に産業医との面談を拒否されたりする場合も少なくありません。幾度となくお願いをしてやつと面談ができるようになつたという労務担当者の声もよくお聞きします。職場復帰の可否は、医学的な判断に加え、個別の業務内容・業務環境との関係の中で判断していくものですから、会社としては適切に復職の可否を判断できることになります。そこで、

①元の業務への復職が可能かどうか  
②元の業務に復職できないとすればどのような業務が可能か

③元の業務に復職できるまでの期間のようないしに、  
④元の業務に復職できないとすればどのような業務が可能か

多くの裁判例は、主治医・産業医の判断の齟齬・対立という面でどちらがちですが、従業員の業務の実態の判断の齟齬・対立といふ面でどちらがちですが、従業員の業務の実態を十分に把握できてる医師が判断することが必要であり、それらを判断の要素として、会社が復帰を判断するものです。

例があり、主治医の判断が絶対とはいえないことがあります。そこで、

①元の業務への復職が可能かどうか  
②元の業務に復職できないとすればどのような業務が可能か

具体的な判断を求めることが必要です。

2、会社から産業医等に対して具体的に判断を求める

会社が判断するのですが、主治医や産業医の診断書（医学的判断）はその重要な要素であることから、両者の判断に齟齬や疑問がある場合には、無批判に一方を受け入れたり拒否したりせず業務や従業員の具体的な情報を提供できるようにしておく必要があります。そのような状況を情報提供することで、より具体的な判断を資料とすることが重要です。

しかし実際に、休職期間の満了や解雇の恐れから、そのような状況にある従業員に産業医との面談を拒否されたりする場合も少なくありません。幾度となくお願いをしてやつと面談ができるようになつたという労務担当者の声もよくお聞きします。職場復帰の可否は、医学的な判断に加え、個別の業務内容・業務環境との関係の中で判断していくものですから、会社としては適切に復職の可否を判断できることになります。そこで、

①元の業務への復職が可能かどうか  
②元の業務に復職できないとすればどのような業務が可能か

③元の業務に復職できるまでの期間のようないしに、  
④元の業務に復職できないとすればどのような業務が可能か

多くの裁判例は、主治医・産業医の判断の齟齬・対立といふ面でどちらがちですが、従業員の業務の実態を十分に把握できてる医師が判断することが必要であり、それらを判断の要素として、会社が復帰を判断するものです。

（成田・長谷川法律事務所パートナー  
弁護士、愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝